

マルチパートナーシップによる
誰もが居場所のある共生社会をめざす



健康で明るい緑の文化都市

第5次 岩倉市総合計画

2021年度～2030年度
(令和3年度) (令和12年度)

概要版



この総合計画は、将来、岩倉市をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどのようなことをしていくのかについて総合的・体系的にまとめたものです。持続可能なまちづくりや地域経営の指針として、福祉や教育、都市計画、環境などといったすべての分野の計画の基本であり、最上位に位置づけられる中・長期の計画です。

» 目 次

総合計画の策定にあたって

計画策定の意義・役割	2
計画の構成と期間	2

基本構想 ~めざすべき市の姿~

将来都市像	3
まちづくりの基本理念	3
基本目標	3

基本計画

総論

将来人口・世帯数	4
土地利用方針	4

まちづくり戦略

1. 健幸のまち・地域共生社会を形成する	5
2. 子育て世代の移住・定住を促す	5
3. 都市の活力・にぎわいと関係人口を創出する	6
4. 安全な暮らしと強くしなやかで持続可能な社会を実現する	6

基本計画 各論

基本目標1 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち(健康・福祉)	7
基本目標2 個性が輝き心豊かな人を育むまち(子育て・教育・文化・スポーツ)	7
基本目標3 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち(都市基盤・産業)	8
基本目標4 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち(環境・防災防犯)	8
基本目標5 協働と自治による持続可能なまち(協働・行財政運営)	9

岩倉市民憲章(平成3年12月1日制定)	10
宣言	10



マルチパートナーシップによる 誰もが居場所のある共生社会をめざして

岩倉市長 久保田 桂朗

市民の皆様の広範なご参加とご協力を得て、市制50周年の節目の年にスタートする第5次岩倉市総合計画を策定することができました。

本計画の策定にあたっては、岩倉市自治基本条例、岩倉市市民参加条例に基づき、市民参加と協働による計画づくりを重視し、市民意向調査にはじまり、市民討議会、関係団体グループインタビュー、市民まちづくり会議、小学校区単位での意見交換会、パブリックコメントを実施しました。ご参加・ご協力をいただきました皆様には、多くの貴重なご意見、ご提案をいただき、誠にありがとうございました。また、精力的にご審議をいただいた総合計画審議会の皆様に心から感謝申し上げます。

私たちのまち岩倉は、10km²あまりと小さなまちですが、市民と行政が一緒になってまちづくりに取り組んできた歴史があります。協働という言葉が広く使用されていなかった時代から、協働によるまちづくりを進め、第3次総合計画、第4次総合計画では、協働のまちづくりを深めてきました。

第5次総合計画では、これまで以上に多様な主体が役割を分かち合いながら協働してまちづくりを進めていく“マルチパートナーシップ”により、誰にも「役立っていると感じられる場所」「ありのままでいられる場所」という意味を含めた“居場所”。性別や年齢、国籍、文化・

習慣など様々な違いを乗り越えて、誰もが尊厳ある個人として尊重され、共に支え合いながら活躍できる社会。そして、自然と調和した環境にやさしい暮らしなど、多様性が尊重され包摂される“共生社会”をめざす「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」を基本理念としています。

そして、5つの基本目標を設定し、32の基本施策を掲げ、1975年(昭和50年)の最初の基本構想策定以来発展・継承させてきた将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現をめざします。

各基本施策では、その施策がめざす将来の姿を描き、それぞれの成果指標と目標値を設定しています。成果を定期的に検証していくことで、次の改善につなげ、より高い効果をめざす、成果重視の施策を展開していきます。また、本市の持つ優位性を生かしながら、分野横断的な総合行政として展開していくための4つのまちづくり戦略を立てています。

岩倉らしさを大切にしながら、マルチパートナーシップによりこの計画を実行し、「住んでよかったです」「住み続けたい」「住みたい」と実感できる岩倉づくりを進めていきたいと考えていますので、今後とも、市民の皆様のより一層のご参画とご協力をお願い申し上げます。

2021年(令和3年)3月

総合計画の策定にあたって

計画策定の意義・役割

(1) 市民協働・公民連携のための羅針盤

多様な主体の参画と協働によるまちづくりと市民自治をより確かなものにしていくために、総合計画には、多様な主体にとっての共通の羅針盤としての役割を持たせるものとします。

(2) 「住んでよかったです」「住み続けたい」「住みたい」を実感できるまちづくりを実現するための中・長期的な方針・ビジョン

「住んでよかったです」「住み続けたい」「住みたい」を実感できるまちづくりを実現するために、様々な部門別の計画を横断的につなぎ、総合行政として展開するための戦略性と体系化を図る役割を持たせるものとします。

(3) 持続的な行政経営・地域経営のための指針・ツール

実施計画と連動させながら運用してきた行政評価システムが、今後とも持続的な行政経営・地域経営を進めていく指針・ツールとしてその役割が果たせるような計画とします。

計画の構成と期間

基本構想

めざすべき将来の都市像、今後10年間のまちづくりの基本理念、施策などを示し、長期的な展望に立って総合的かつ計画的な行政経営・地域経営を行うための基本目標・基本指針となるものです。

計画期間 2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度)

基本計画

基本構想に基づき、本市の将来人口及び土地利用方針を示すとともに、基本構想を実現するために各分野において実施すべき施策を体系的かつ具体的な事業計画として明らかにするものです。

計画期間 2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度)
ただし、5年をめどに内容の見直しを行う

実施計画

総合計画の実効性を確保するため、基本計画で定めた施策の事業方針を示すものです。

計画期間 計画期間は3年間とし、ローリング方式で毎年度見直しを行う



基本構想

～めざすべき市の姿～

将来都市像

初めて基本構想を策定した1975年(昭和50年)以来45年間、本市の普遍的なあるべき姿を表す都市像であり、新しい時代に対応して今後とも継承・発展させていくものです。

健康で明るい緑の文化都市

まちづくりの基本理念

マルチパートナーシップによる 誰もが居場所のある共生社会をめざす

自分を大切に思う自尊心・自己肯定感の育みにもつながる“役立ち感”の進化系の概念として、「役立っていると感じられる場所」「ありのままでいられる場所」という意味を含めた“居場所”を新たに掲げ、性別や年齢、国籍、文化・習慣など様々な違いを乗り越えて、誰もが尊厳ある個人として尊重され、共に支え合いながら活躍できる社会、自然と調和した環境にやさしい暮らしなど、多様性が尊重され包摂される“共生社会”を、多様な主体が役割を分かち合いながら協働してまちづくりを進めていく“マルチパートナーシップ”により、その実現をめざします。



基本目標

基本理念を具現化し、本市の普遍的な将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」を実現するため、5つの基本目標を設定し、これらの基本目標を柱として基本施策を位置づけます。

基本目標1

健やかでいつまでも
安心して暮らせるまち
(健康・福祉)

基本目標5

協働と自治による
持続可能なまち
(協働・行財政運営)

5つの 基本目標

基本目標2

個性が輝き
心豊かな人を育むまち
(子育て・教育・文化・スポーツ)

基本目標4

環境にやさしい
うるおいあふれる安全なまち
(環境・防災防犯)

基本目標3

利便性が高く魅力的で
活力あふれるまち
(都市基盤・産業)

総論

将来人口・世帯数

今後の各種施策・事業の推進による政策的な人口増加要因を加味し、人口減少社会の中にもあっても、本計画の目標年度である2030年度(令和12年度)の人口を48,500人、世帯数を23,400世帯に設定します。

そして、市制を施行して半世紀を迎える成熟都市としてふさわしい将来人口50,000人をめざして、本市が将来にわたって持続的に発展していくために求められるハード・ソフト両側面から都市の礎(土台)を築いていくものとします。

2030(令和12)年度

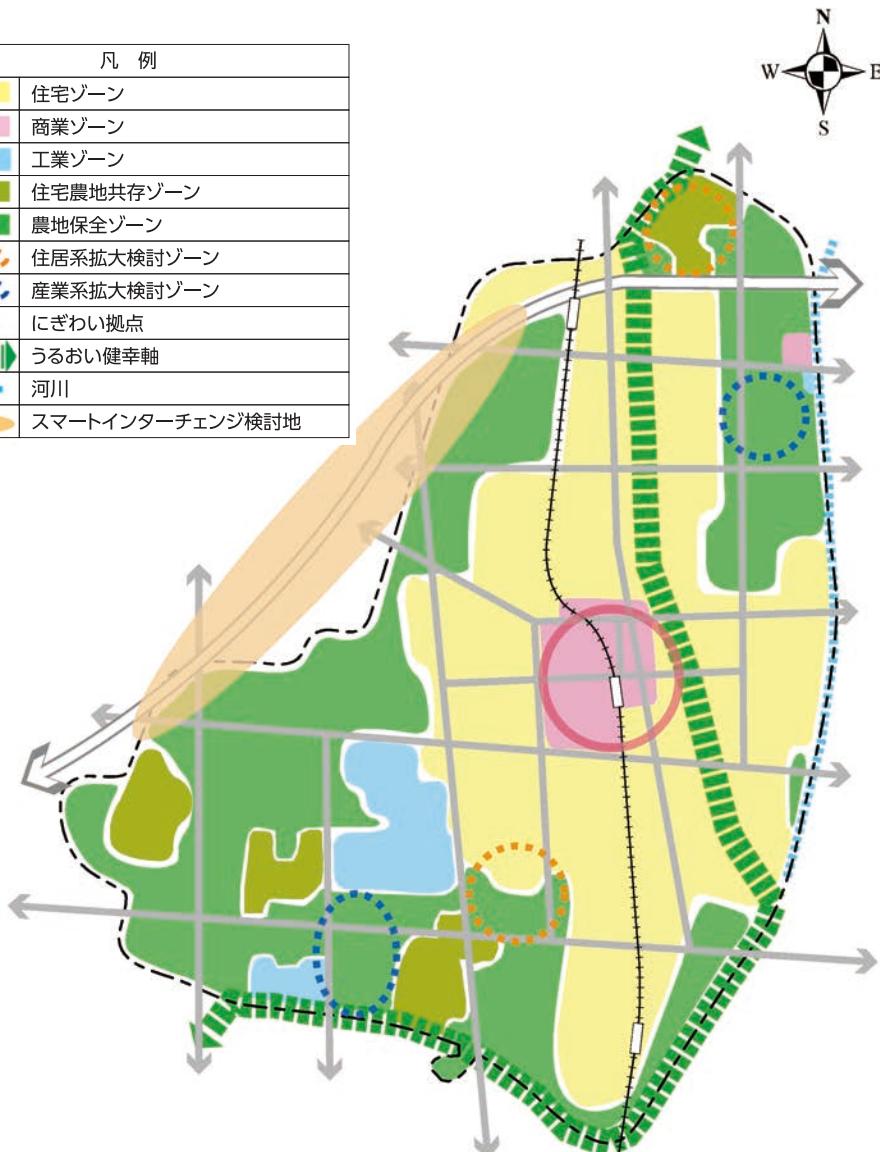
人口…48,500人 世帯数…23,400世帯

土地利用方針

本市の成り立ちや自然条件、地理的条件、今後の土地利用の動向などを踏まえ、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現をめざし、図に示す7つのゾーン区分とにぎわい拠点、うるおい健幸軸を設定し、それぞれの区分ごとに土地利用の誘導・整備・保全などの方針を定めます。



凡 例	
■	住宅ゾーン
■	商業ゾーン
■	工業ゾーン
■	住宅農地共存ゾーン
■	農地保全ゾーン
○	住居系拡大検討ゾーン
○	産業系拡大検討ゾーン
○	にぎわい拠点
→	うるおい健幸軸
---	河川
●	スマートインターチェンジ検討地



まちづくり戦略

今後10年間に総合的かつ戦略的な観点から各種施策・事業を推進していく際や、新たな事業を立案し実施していく際の基本的な考え方や指針として、4つの「まちづくり戦略」を設定します。なお、「第2期岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合を図る内容とすることで、「人口減少への対応と地方創生」という側面から総合的に推進すべき施策・事業を明らかにするものです。

1 健幸^{※1}のまち・地域共生社会を形成する



1.健康づくり推進による健康寿命の延伸

- 健康寿命の延伸をめざして、「健康インフラづくり」では、五条川健幸ロードの充実、公園整備に加え、民間スポーツ施設等との連携も含めてスポーツ施設の充実を図ります。
- 「健康づくりサポート」では、「からだ」「歯と口腔」「食」「運動」「こころ」「つながり・きずな・居場所」に関連する保健・福祉、スポーツ、生涯学習といった多分野にわたる取組を推進します。

2.居場所づくりと地域福祉活動による地域共生社会の形成

- 地域共生社会の形成をめざして、ふれあい・いきいきサロンやシルバーリハビリ体操の推進など、高齢者をはじめとした多様な世代の市民が人との絆を感じる居場所づくりを進めます。
- 生活上の困りごとを抱えている様々な市民に対する、見守り活動や安否確認、日常生活の援助活動など、小地域における福祉活動の活性化を図ります。
- 公的支援制度の受給要件を満たさない市民などに対して、専門職等が分野横断的な課題も含めて包括的に受け止める相談支援体制づくりを進めます。

※1「健幸」は、「健康で幸せ」な状態を表す造語です。健幸という言葉には、誰もがいつまでも体も心も健康でいきいきと幸せになれるまちをみんなで育んでいこうという思いが込められています。

2 子育て世代の移住・定住を促す



1.転出防止等の受け皿としての住宅市街地の整備と街なか居住の推進

- 優良な企業の誘致を図るための産業系市街地の整備や宅地需要、子育て世代の市外への転出抑制のための受け皿として、市街化区域への編入を視野に入れた住宅市街地の整備を検討します。
- 名古屋への交通アクセスに優れているという本市の立地特性を生かし、岩倉駅前市街地における民間マンション等の開発・整備促進、空き家活用など、子育て世代をメインターゲットとした街なか居住、移住・定住を推進します。

2.若い世代が「住んでみたい、住み続けたい」と思える総合政策の推進

- 結婚・出産支援、母子保健サービスや子育て支援施策・事業の一層の充実、学校教育の質の向上や特色ある教育の推進、五条川・桜並木の散策環境の整備・充実や公園整備など、子どもを産み・育てやすく、教育・文化水準の高い魅力あふれるまちづくりの総合的な展開を図ります。
- 本市のブランドロゴ・シンボルメッセージの“いわくらしやすい”を浸透させ、子育て世代の移住・定住を促進します。

3 都市の活力・にぎわいと関係人口を創出する



1.中小企業・小規模企業の振興と創業・事業承継支援等の推進

- 中小企業・小規模企業の売上げアップを目的とした岩倉市ビジネスサポートセンターの機能強化を図り、創業支援や事業承継支援を含めた伴走型の支援に努めます。
- 兼業・副業やテレワークの促進とそのための社会基盤整備、仕事と家庭や子育ての両立のための環境整備、若者・女性の起業支援等を推進します。
- 未来の本市の産業振興に貢献する優秀な人材・労働力の育成・確保のため、本市の未来を担う子どもや若者のための体系的なキャリア教育の強化・充実に努めます。

2.新たな企業の誘致と交流・関係人口創出のためのインフラの整備

- 恵まれた立地条件を生かし、本市の雇用拡大につながる優良な企業の誘致に努めます。
- 市民の市に対する誇りや愛着(シビックプライド)の醸成や交流人口の拡大を図るため、市民共有の郷土財産である五条川桜並木の保全に努め、桜を含めた五条川の魅力を生かしたまちづくりを進めます。
- 岩倉駅周辺の賑わいの拠点となる「(仮称)にぎわい広場」の整備を進めるとともに、地域産業の活性化にもつながるスマートインターチェンジの整備について検討を進めます。

4 安全な暮らしと強くしなやかで持続可能な社会を実現する



1.地域コミュニティと協働による防災・防犯の強化

- 関係機関や自主防災組織、事業所、ボランティア団体等と連携して合同で防災訓練を行うとともに、業務継続計画(BCP)を実効性のあるものにしていくことで、防災・危機管理体制の充実に努めます。また、防災に関する啓発活動や講座開催、自主的な防災訓練の支援、資機材の援助等の充実を図ります。
- 犯罪発生を抑止して市民を犯罪から守るため、地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガードなど各種自主防犯活動の育成・強化を図るとともに、防犯灯や安全安心カメラの整備を進めます。



2.次世代に負荷をかけない公共資産マネジメントと環境政策の推進

- 公園の維持管理・運営、包括指定管理や包括管理委託など、民間のノウハウを活用した多様な公民連携による公共施設等の管理運営について検討し、利用者の安全性の確保とサービスの質の向上を図ります。
- 民間施設のリース等による公共施設サービスの実施、公共施設の民間事業者への開放、民間事業者の参画による河川空間づくり(かわまちづくり)など、次世代に負担を残すことのないよう公共資産マネジメントを進めます。
- 社会インフラを含めた持続可能な地域社会づくりに向け、地球温暖化対策や生物多様性の保全、ごみ対策など、SDGs(持続可能な開発目標)やSociety 5.0を踏まえた行政経営を進めます。

基本計画

各論

基本理念を具現化し、本市の普遍的な将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」を実現するため、次のように、5つの基本目標を設定し、これらの基本目標を柱として基本施策を位置づけます。

基本目標1 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち（健康・福祉）

生き生きと健やかに暮らすためには、心身ともに健康であることが必要です。高齢者や障がいのある人をはじめ市民の誰もが健康で、住み慣れた地域で互いに思いやり・支え合い・助け合いながら、市民一人ひとりがいつまでも元気で充実した生活を送ることができる社会環境をつくります。

また、各種社会保障制度の適正運用や普及啓発を図るなど、生活に困り事が生じたとしても安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

- 施策① 母子の健康づくり
- 施策② 成人の健康づくり
- 施策③ 医療・感染症予防
- 施策④ 地域福祉
- 施策⑤ 高齢者福祉・介護保険
- 施策⑥ 障がい者（児）福祉
- 施策⑦ 生活困窮者支援



健康器具体験



地域福祉計画推進事業

基本目標2 個性が輝き、豊かな人を育むまち（子育て・教育・文化・スポーツ）

子どもは次代を担うまちの宝であり、一人ひとりの子どもたちが安心感に包まれながら成長できる家庭環境と地域社会をつくることが大切です。また、学ぶことにより、生きがいやたくましく生きる力が育まれ、市民一人ひとりが夢と希望を持って自分らしく充実した人生を送ることができます。学校教育や子育て支援を通じて、共に学び合い、考える力・生きる力と豊かな心を育み、子どもたちの確かな学びと健やかな育ちを促しています。

また、子どもに限らず様々な世代の人たちが生涯を通じて楽しみながら学び、気軽に文化・芸術活動やスポーツに親しみながら自己実現を図り、社会貢献につなげができるような環境づくりを進めます。

- 施策⑧ 子育て・子育ち支援
- 施策⑨ 学校教育
- 施策⑩ 生涯学習
- 施策⑪ 市民文化活動
- 施策⑫ 文化財の保護・継承
- 施策⑬ スポーツ



子育て支援センター



市民体育祭

基本目標3 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち(都市基盤・産業)

日々の暮らしを便利で快適に過ごせるようにするため、利便性が高く安全・快適な交通環境、良好な都市基盤や質の高い住環境を整備するなど、市民の誰もが便利で快適、安全な生活を享受しながら暮らせるまちづくりを進めます。

また、まちの成長力の源となる地域産業の活性化を図るために、農業や商工業といった地域産業の活性化とそれによる雇用の促進、さらに交通利便性や特色ある地域資源を生かした観光や交流の推進により、活力とにぎわいあふれるまちづくりを進めます。

施策⑯ 移動環境

施策⑰ 市街地

施策⑱ 住環境形成

施策⑲ 上下水道

施策⑳ 農業

施策㉑ 商工業

施策㉒ 観光・交流



名鉄石仏駅



夏休みに親子で学ぶ企業見学ツアー

基本目標4 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち(環境・防災防犯)

本市のシンボルである五条川の美しい流れや桜並木、社寺林、田園風景など、本市の身近な自然の恩恵を享受し、うるおいのある生活を送ることができるように、身近な自然環境の保全を図るとともに、地球環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境をつくります。

また、防災対策や消防・救急体制を充実するとともに、市民をはじめとした関係機関との協働により犯罪や交通事故などを発生させない取組を推進し、安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成します。

施策㉓ 水辺環境の整備・活用

施策㉔ 緑と公園

施策㉕ 総合的な環境政策の推進

施策㉖ 廃棄物・リサイクル

施策㉗ 防災・浸水対策

施策㉘ 消防・救急

施策㉙ 防犯・交通安全



夢さくら公園



消防操法大会

基本目標5 協働と自治による持続可能なまち(協働・行財政運営)

超高齢社会に耐えられる、人と人のつながりがあり、あたたかで愛着のある持続可能な地域社会を形成するため、行政区や町内会といった地域自治組織の活性化と活動の充実を図ります。

また、まちづくり団体やNPO等の活動支援・民間事業者との連携などにより、市民協働がより一層進んだ協働と自治のまちづくり、多様な人々が共に支え合って平和に暮らせるまちづくりを進めます。

さらに、限られた財源の中にもあっても、市民と行政との協働を越えたマルチパートナーシップにより、公共施設の長寿命化・再配置計画の実行などの地域課題に的確に対応しつつ、市民の満足度が高い計画的で効果的・効率的で開かれた行財政運営、将来の世代に負担を課すことのない持続可能な都市経営に努めます。

施策②⁸ 市民協働・地域コミュニティ

施策②⁹ 平和・共生

施策⑩ 情報発信・情報共有

施策⑪ 行政経営・財政運営

施策⑫ 組織・人事マネジメント



外国人支援員による相談



名鉄名古屋駅ポスター「やさしさ」

参考 参考 SDGsの17の目標(ゴール)

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の開発目標として、令和12(2030)年までに持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成されています。地球上の「だれ一人取り残さない」社会の実現をめざし、環境・経済・社会の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

本総合計画では、SDGsを常に念頭に置きながら、施策・事業とSDGsの目標を関連付けて展開することで、SDGsの推進を図るものとします。



小さなまちから大きな夢を

岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。

私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、

調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

広げよう 愛 ふれ合い みんなの和 (家族仲間の和を願って)

育てよう 心 からだ みんなの健康 (市民一人一人の幸せを願って)

高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし (生活の質の向上を願って)

守ろう 自然 環境 みんなの地球 (かけがえのない地球の存続を願って)

つくろう 人 まち みんなの未来 (豊かな社会の実現を願って)

宣 言

- ・交通安全都市宣言(昭和37年1月27日)
- ・核兵器廃絶平和都市宣言(平成7年12月20日)
- ・安全・安心なまち宣言(平成16年12月6日)
- ・環境都市宣言(平成25年3月28日)
- ・健幸都市宣言(平成30年12月1日)



井桁をデザイン化した市章。
上下を未広型にして岩倉市の
限りない発展を願います。



市の花／つつじ



市の木／くすの木

第5次 岩倉市総合計画 概要版

■発 行:岩倉市
■編 集:総務部秘書企画課

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
電話0587-38-5805(直通) 0587-66-1111(代表)
ホームページ <https://www.city.iwakura.aichi.jp/>

